

大気汚染防止法が改正されました

一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布されました。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等※1への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化します。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※2します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※3」による事前調査の実施を義務付けます。(施行：令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※4が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。(施行：令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※6」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※1 都道府県、大気汚染防止法の政令市など
- ※2 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※3 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※4 元請事業者または自主施工者
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
- ※7 解体等工事終了後3年間保存



環境省
Ministry of the Environment

大気汚染防止法の改正の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現状・課題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- 石綿含有建材の使用の有無を調査
- 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

○一定規模以上等の建築物等について
石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告の義務付け

※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化、制度開始時より運用。

○調査方法を法定化

※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等

○調査に関する記録の作成・保存の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- 作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

- 作業基準の遵守義務
- 作業基準適合命令等
- 命令違反への罰則

石綿含有建材の除去作業
(特定粉じん排出等作業)

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

○隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設

○下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

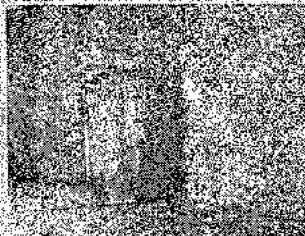
<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

○作業結果の発注者への報告の義務付け

○作業記録の作成・保存の義務付け

※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

- 都道府県等による立入検査の対象を拡大
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

※ 改正法の施行期日(公布日 令和2年6月5日)

・下記以外の規定 令和3年4月1日

・調査結果の報告 令和4年4月1日

石綿（アスベスト）とは

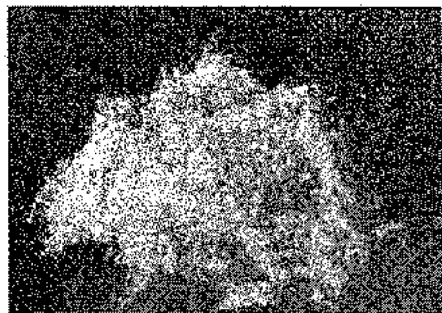
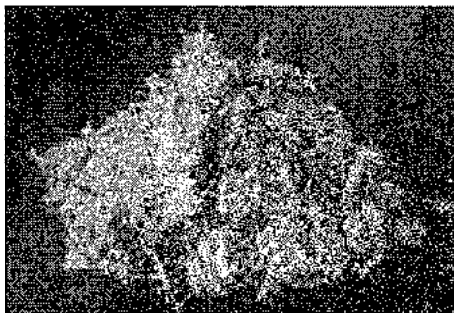
石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトレモライトをいいます。

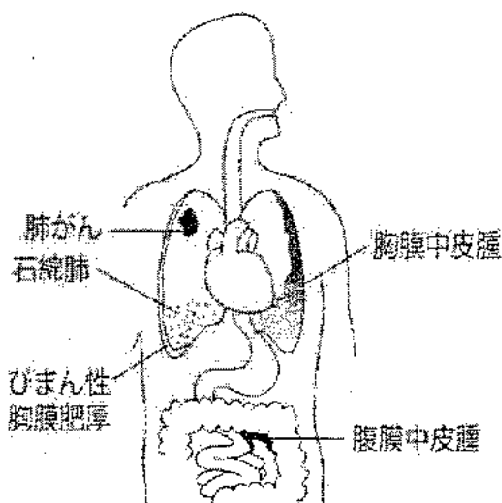
「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト（青石綿） アモサイト（茶石綿） クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）



主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット

アスベストの物性（特徴）

1. 紡織性
2. 高抗張性（引張り強度）
3. 不燃・耐熱性
4. 耐摩耗性
5. 耐薬品性
6. 耐腐食性
7. 絶縁性
8. 親和性
9. 経済性（安価）

⇒耐久性を要する建材、製品に幅広く使用

アスベストの使用と規制

- | | |
|----------|---|
| 昭和30年頃 | 建材としての使用が一般化 |
| 昭和50年 | 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 昭和55年 | 石綿含有吹付けロックウールの使用終了 |
| 昭和62年11月 | 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外 |
| 平成7年1月 | ＜阪神・淡路大震災＞ |
| 4月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 平成16年10月 | 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止 |
| 平成17年6月 | ＜石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生率＞ |
| 7月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止 |
| 平成18年9月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止 |
| 平成24年4月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止 |

石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

石綿（アスベスト）の大半は、建築材料に使用されています。

(1) 吹付け石綿

- ✓ 鉄骨(S)造では、柱や梁の鉄骨を熱から保護するため、石綿含有吹付け材が使用されています(使用禁止後、耐火被覆材に移行)。
- ✓ 鉄筋コンクリート(RC)造でも、天井・壁等の耐火・耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用されています。



柱や梁に施工

吹付け石綿



天井や壁に施工

石綿含有吹付け
パーミキュライト

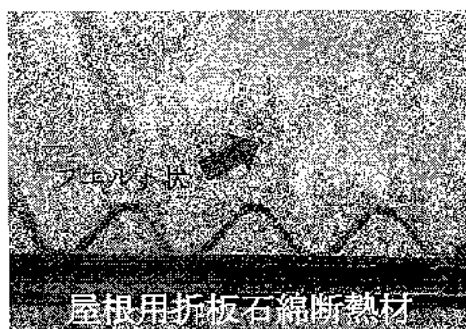


主に天井に施工

石綿含有吹付け
パーミキュライト

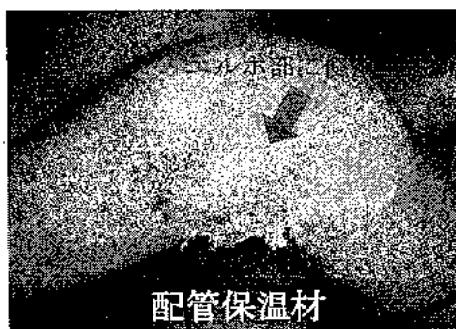
(2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

- ✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火(吹付け石綿の代替)として使用されています。



アモルシウム状

屋根用折板石綿断熱材

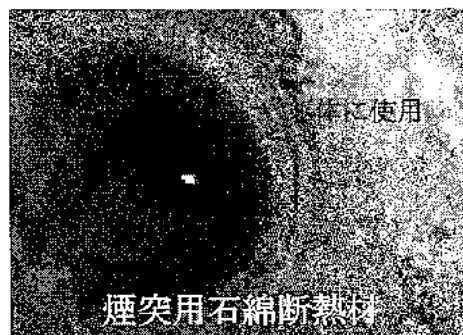


ニルホ部に付

配管保温材



鉄骨耐火被覆材



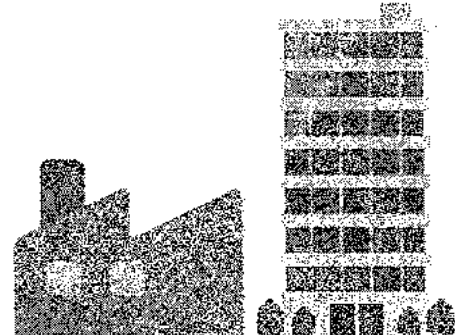
壁に使用

煙突用石綿断熱材



壁の

ポリマー保温材



石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

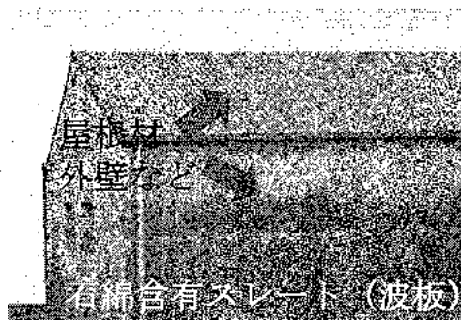
以下は、一般的な住宅にも使用されていることがあります。



(3) 石綿含有成形板等

石綿含有成形板は建物の内外装に非常に多く使用されています。

- ✓ 内装材(壁、天井、床、間仕切り) 耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- ✓ 外装材(外壁、軒天、屋根、煙突材) 耐火、耐候、防水、意匠

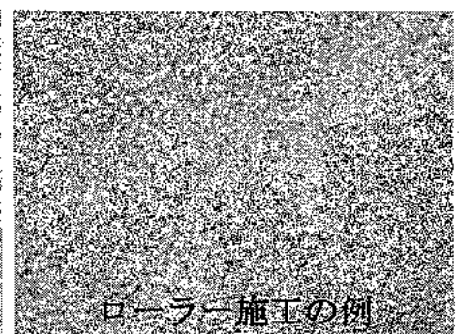
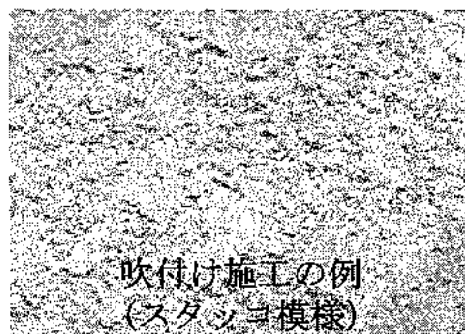


出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

(4) 石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されています。

- ✓ 内壁の仕上：意匠
- ✓ 外壁の仕上：意匠、耐候



出典：日本建築仕上材工業会
<http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

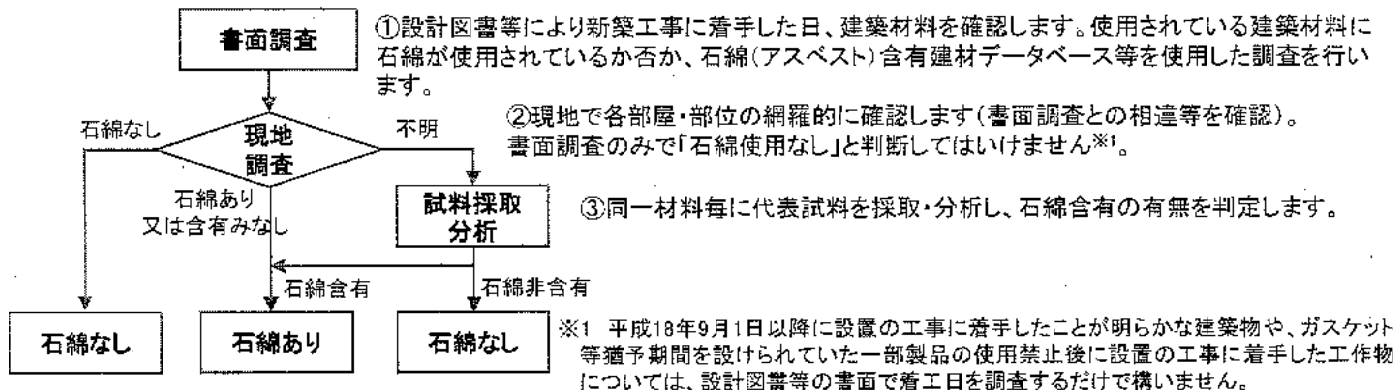
建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第8条の15第1項)

- ①設計図書その他書面による調査
- ②現地での目視による調査
- ③分析による調査

NEW



(2) 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります※2~5。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

NEW

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

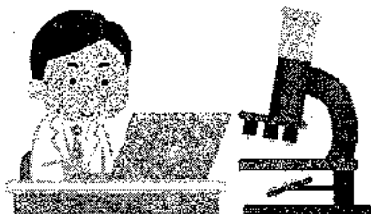
※2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

※3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返した石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

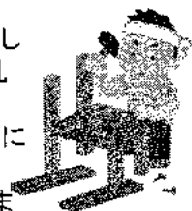
※5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

自主施工者である個人による事前調査について



解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。



(6)

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

強化

[説明事項]

① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(新法第18条の15第1項第1号及び第4号、新規則第16条の7第1号及び第2号)

- ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)

② 特定工事に該当する場合の説明事項(新法第18条の15第1項第2号及び第3号、新規則第16条の7第3号及び第4号)

(★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)

- ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

[規模要件]

- ✓ 建築物の解体:対象の床面積の合計が80㎡以上
- ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修:請負金額の合計が100万円以上

※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

[報告事項]

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

[報告の方法]

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

[記録事項] (新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

[現場への備え置き] (新法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

特定粉じん排出等作業の届出は、発注者 又は自主施工者が行います。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに都道府県等への届出が必要です。

※囲い込みは、著しく飛散するおそれのある場合のみ必要

変更なし

[届出事項] (新法第18条の17)

- ✓ 届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ✓ 当該届出対象特定工事の場所
- ✓ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由



[届出様式] (新規則第10条の4)

様式第3の5

特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事

「特定粉じん排出等作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、「届出対象特定工事」に該当します。

届出が不要な作業についても作業計画を 作成する必要があります。

NEW

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、新たに作業基準に位置付けられました。

[作業計画に記載する事項] (新法第18条の14、新規則第16条の4第1項)

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

概ね発注者への
報告事項となります。

事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められました。

強化

(1) 事前調査結果の掲示 (新法第18条の15第5項、新規則第16条の10)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所に変更はありません。

[事前調査結果の掲示事項]

- ・事前調査の結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- ・解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと)並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

[掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)

[掲示板の掲示日]

- ・作業の開始前(自治体によっては掲示日を定めている場合があります)

(2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示 (新法第18条の14、新規則第16条の4第2号)

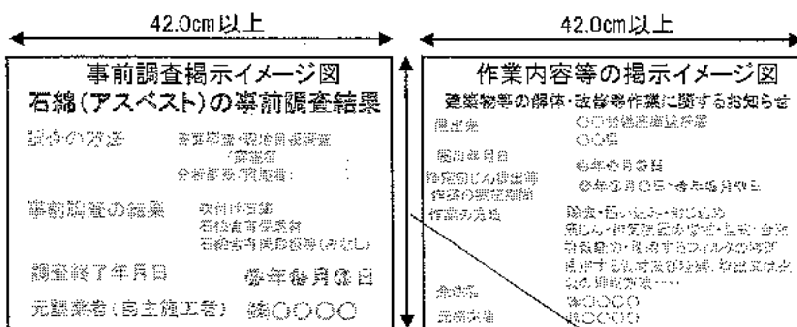
- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所に変更はありません。

[作業内容等の掲示事項]

- ・特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

[掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上

掲示について

- ・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。
- ・都道府県等により条例等で掲示事項を定めている場合がありますので、事前に確認してください。

隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されます。

NEW

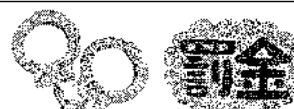
吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることになります。

【特定建築材料の除去等の方法】(新法第18条の19、新規則第16条の12～14)

作業の準備	方法
除去	(1) かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法
	(2) 除去を行う場所を他の場所から隔離し(前室も設置)、除去を行う間、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	(3) (2)に準ずるものとして環境省令で定める方法(例:グローブバッグ)
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	囲い込み又は封じ込め(吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等(切断、破砕等を伴うものに限る。))を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法)

【罰則】(新法第34条第3号)

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金



集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されます。

【作業基準】(新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の1の項の下欄)

確認の項目	確認の頻度	確認の方法
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ✓ デジタル粉じん計 ✓ パーティクルカウンター ✓ 繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター) ◆確認事項 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
	その他必要がある場合(集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等)	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ✓ 微差圧計による測定 ✓ 目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ✓ 負圧が確保されていること
	作業中断時(休憩や当日の作業終了で退室した時)	

●異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を 除去する際の作業基準が新設されました。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられました。

【作業基準】(新法第18条の14、新規規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること (1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること (2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。 ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

【作業基準】(新法第18条の14、新規規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。 (1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2) (1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること (3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有成形板等	(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること (3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※3 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。(11)

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW

取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録および適切に作業が行われていること及び取り残しがないことの確認が作業基準に位置付けられました。確認した結果は、発注者に書面で報告するとともに、記録を作成し、一定期間保存する必要があります。

①作業の記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第3号)

[記録事項]

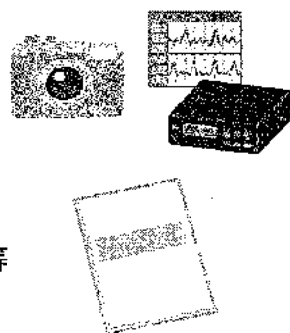
- ✓ 確認年月日
- ✓ 確認の方法
- ✓ 確認の結果(確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)
- ✓ 確認者の氏名

[記録の方法]

- ✓ 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等

[記録の保存期間]

- ✓ 特定工事が終了するまで



②作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の15第4号)

③取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第5号)

[確認の方法]目視

[記録の実施者]除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※1

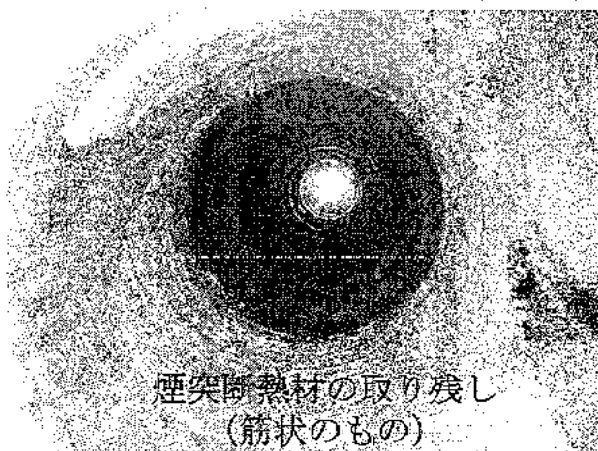
- ✓ 建築物: 調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者
- ✓ 工作物: 石綿作業主任者

※1「解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。



石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW



煙突断熱材の取り残し
(筋状のもの)



鉄骨の吹付け石綿の取り残し

取り残しの事例

◆特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

〔特定粉じん排出等作業の結果の報告等〕(新法第18条の23第1項)

〔書面で報告する事項〕(新規則第16条の15第1項)

- ✓ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ✓ 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

〔記録事項〕(元請業者:新法第18条の23第1項、新規則第16条の15第2項、★は元請業者のみ必要な記録)

(自主施工者:新法第18条の23第2項、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所
- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況

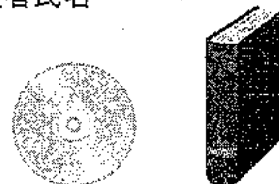
(確認年月日、確認の結果※1及び確認を行った者の氏名)

※1 負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていること、確認結果、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。

- ✓ 発注者への報告書面の写し★
- ✓ 確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

〔記録の保存〕(新法第18条の23、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事終了後3年間



罰則の対象が拡大されます。

NEW

◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

[下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（新法第18条の19、第34条第3号）
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（新法第18条の21、第33条の2第1項第2号）
（過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金（新第33条の2第2項））

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務（新法第18条の20）があります。

[その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります（対象は特定工事の施工分担範囲）。

[元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項]（新法第18条の16第3項、新規則第16条の11）

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

◆報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。

報告事項も規制強化にともない追加されています。

拡大

[立入検査の対象]（新法第26条第1項）

- ✓ 解体等工事に係る建築物等
- ✓ 解体等工事の現場
- ✓ 解体等工事の元請業者、自主施工者、
下請負人（特定工事に従事する者に限る）
の営業所、事務所その他の事業場



[報告の対象]（★は発注者、元請業者及び自主施工者に限る。下請負人は特定工事の施工分担範囲）

- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法等（特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、新法第18条の19に定める方法により行わない場合の理由、新規則第16条の7各号に掲げる事項（解体等工事に係る説明事項））
- ✓ 特定粉じん排出等作業の結果
- ✓ 事前調査について★

災害時に備え、建築物等に石綿が使用されているか確認しておくことが重要です。

近年、災害の甚大化により、損壊した石綿使用建築物等から石綿が飛散するおそれが高まっています。

このような状況を踏まえ、国及び地方公共団体は連携して平時からの建築物等における石綿使用有無の把握に向けた取組を促進していきます。

NEW

【国の施策】（新法第18条の24）

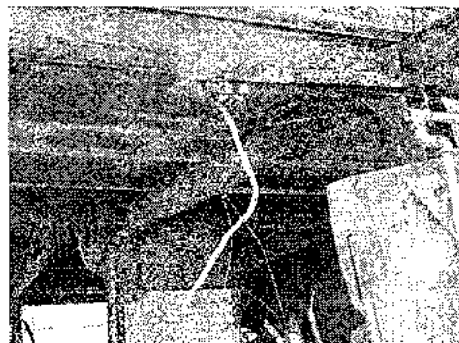
- ✓ 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

【地方公共団体の施策】（新法第18条の25）

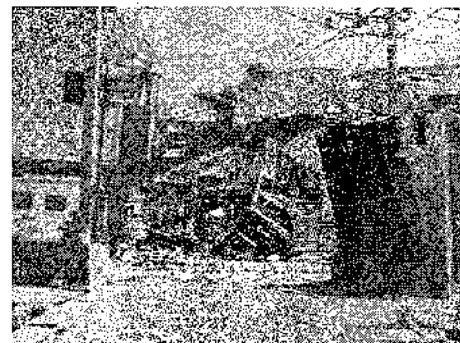
- ✓ 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。



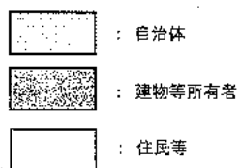
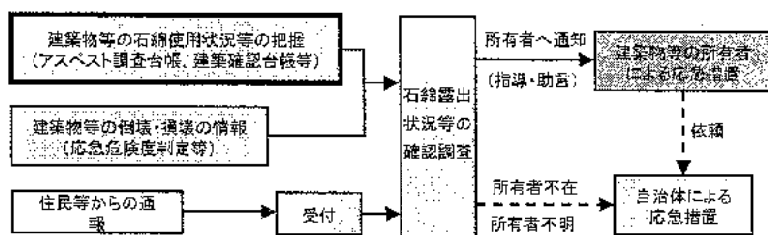
津波で流された断熱材



建物に残存した吹付け材



地震で損壊した建物



石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業

環境省では、災害時における石綿飛散防止対策の充実を図るため、令和2年度から「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施しています。

モデル事業では、建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握やデータベースの作成を推進するとともに、災害時におけるデータベースの活用等に関する手法の検討等を行い、災害時における石綿飛散防止を進めてまいります。

災害時の応急対応フロー
石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制の例

出典：写真・図ともに災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂版

他にも必要な手続きがあります。

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

※ また、地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

① 法例改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

② 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省 大防法改正



①



②



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>